

エックス線装置設置届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 ㊟
(電話 局 番)

下記のとおりエックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称			
	所 在 地			
エックス 線 装 置	製 作 者 名			
	型 式 及 び 台 数			
	定格 出力	連 続	KV	mA
		短 時 間	KV	mA _s
		蓄 放 式	KV	μF
	エックス線管の数			
用 途	透視用・一般撮影用・CT・歯科用・その他()			
エックス 線診療に 従事する 医師、歯科 医師、診療 放射線技 師又は診 療エック ス線技師	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴	
設 置	年 月 日	年 月 日		

エックス線装置の障害防止に関する構造設備	医療法施行規則第30条第1項第1号の要件を満たす遮へい		有 ・ 無
	附加ろ過板の総ろ過		mm アルミニウム当量・モリブデン当量
	透視用装置	患者への入射線量率	50mGy/分以下 ・ 50mGy/分超
		高線量率透視制御	有 ・ 無
		一定時間経過時に警告音等を発することができる透視時間を積算するタイマー	有 ・ 無
		エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上になるような装置又はインターロック	有 ・ 無
		照射野絞り装置	有 ・ 無
		受像器を通過したエックス線量（接触可能表面から10cm）	150 μ Gy/時以下 ・ 150 μ Gy/時超
		最大受像面を3cm超える部分を通過したエックス線量（接触可能表面から10cm）	150 μ Gy/時以下 ・ 150 μ Gy/時超
		利用線 ^{すい} 錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段	有 ・ 無
	撮影用装置	照射野絞り装置	有 ・ 無
		エックス線管焦点皮膚間距離	cm
	移動型・携帯型装置	エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造	有 ・ 無
		装置の保管場所	
	胸部集検用間接撮影装置	利用線錐	角錐型 ・ 円錐型
		照射野絞り装置	有 ・ 無
		受像器の一次防護遮へい体（接触可能表面から10cmの距離において1 μ Gy/1ばく射以下となるもの）	有 ・ 無
		被照射体周囲の箱状の遮へい物（その遮へい物から10cmの距離において1 μ Gy/1ばく射以下となるもの）	有 ・ 無
	治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合におけるエックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無

	構造概要		構造又は材料	厚 さ (cm)	
	区分				
エックス線診療室の障害防止に関する構造設備	画壁等の構造	天	井		
		床			
		画壁	東		
			西		
			南		
			北		
		監視用窓			
		出入口の扉			
	その他の開口部				
	画壁等の外側における実効線量		1mSv/週以下 ・ 1mSv/週超		
操作室		室内 ・ 室外			
出入口における使用中の表示		有 ・ 無			
標識		有 ・ 無			
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無			
その他障害の予防措置	管理区域	管理区域を設ける場所	別添のとおり		
		境界における実効線量	1.3mSv/3月以下 ・ 1.3mSv/3月超		
		標識	有 ・ 無		
		立入制限措置	有 ・ 無		
	敷地内の居住区域及び敷地の境界における実効線量		250 μ Sv/3月以下 ・ 250 μ Sv/3月超		
	入院患者の被ばくする放射線(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量		1.3mSv/3月以下 ・ 1.3mSv/3月超		
	従事者等の被ばく防止	防護用具(防護前掛等)	有 ・ 無		
被ばく放射線測定器具		フィルムバッジ・ポケット線量計・TLD・リングバッジ・その他()			

添付書類

- 1 エックス線診療室の周辺図(隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの)
- 2 エックス線診療室の見取図
- 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果(測定することが著しく困難な場合にあつては、その計算値)を記載した書類

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。